

# 官報

號外 昭和二十一年十二月二十一日

## ○第九十一回 衆議院議事速記録第十四號

昭和二十一年十二月二十日(金曜日)

午後二時四十六分開議

議事日程 第十三號

昭和二十一年十二月二十日

午後一時開議

第一 皇室經濟法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第二 昭和二十一年度一般會計歳

出の財源に充てるための公債發

行に關する法律案(政府提出)

第一讀會

第三 食糧管理特別會計法の一部

を改正する法律案(政府提出)

第一讀會

第四 開拓者資金融通法案(政府

提出)

第一讀會

第五 開拓者資金融通特別會計法

案(政府提出)

第一讀會

第六 昭和二十一年度第五十五

號帝國鐵道會計又は通信事業特

別會計における昭和二十一年度

の經費支辨のための借入金等に

關する法律の一部を改正する法

律案(政府提出)

第一讀會

〔朗讀を省略した報告〕

官報號外

昭和二十一年十二月二十一日

衆議院議事速記録第十四號

皇室經濟法案

第一讀會の續

一、政府から提出された議案は次の通りである。

(改特第二號)昭和二十一年度特別會

計改定歲入歲出豫算追加案有價證券

の處分の調整等に關する法律案

昭和二十一年度一般會計歲出の財源

に充てるための公債發行に關する法

食糧管理特別會計法の一部を改正す

る法律案

開拓者資金融通法案

開拓者資金融通特別會計法案

昭和二十一年度第五十五號帝國鐵

道會計又は通信事業特別會計における

昭和二十一年度の經費支辨のため

の借入金等に關する法律の一部を改

正する法律案

議長の報告(以上十二月十九日提出)

第一讀會

第一 皇室經濟法案(政府提出)

政府委員

大藏事務官 前尾繁三郎  
事務局長官 杉山 昌作  
内閣事務官 中田 政美  
同 塩原 有  
木村 義雄君  
小柳富太郎君  
坂田 道太君  
寺尾 豊君  
原 藤右門君  
八重樫利康君  
横田 清藏君  
稻本 早苗君  
生方 大吉君  
白井 秀吉君  
林 伸 良君  
林 連君  
八坂善一郎君  
鈴木 義男君  
竹谷源太郎君  
大澤喜代一君  
玉井 廣文君  
玉井 潤次君  
木下 榮君  
坪井 龜藏君  
原 國君  
豊澤 豊雄君  
仲子 隆君  
野坂 參三君  
伊東 岩男君  
大原 博夫君  
大原 博夫君  
坪井 龜藏君

院送付委員  
伊藤 鄭一君  
小澤 國治君  
木村 義雄君  
小柳富太郎君  
坂田 道太君  
寺尾 豊君  
原 藤右門君  
八重樫利康君  
山本 正一君  
横田 清藏君  
稻本 早苗君  
生方 大吉君  
白井 秀吉君  
林 伸 良君  
林 連君  
八坂善一郎君  
鈴木 義男君  
竹谷源太郎君  
大澤喜代一君  
玉井 廣文君  
玉井 潤次君  
木下 榮君  
坪井 龜藏君  
原 國君  
豊澤 豊雄君  
仲子 隆君  
野坂 參三君  
伊東 岩男君  
大原 博夫君  
大原 博夫君  
坪井 龜藏君

委員長 稲田 直道君  
理事 井田 友平君  
理事 西村 理事神田 博君  
理事 岩崎 久之君  
理事 小池新太郎君  
理事 松永 義雄君  
理事 赤澤 正道君  
副委員長 山崎謹君  
委員長 楠貝誼三君  
第一 皇室經濟法案(政府提出)  
第一 議會の續(委員長報告)  
報告書  
一 皇室經濟法案(政府提出)  
第一 議會の續(委員長報告)  
議長 山崎謹君  
猛殿  
〔楠貝誼三君登壇〕  
○楠貝誼三君 只今議題となりました  
皇室經濟法案に關し、委員會の經過及び結果を御報告申し上げます。  
本案は、本月十二日皇室典範案のとをうけて本委員會に付託せられたのであります。十六日以來昨日まで四回の委員會を開きました。まず政府の提案説明があり、次いで質疑に入りました。  
政府の説明を通じて本案の内容を検討いたして見ますと、從來皇室の經濟は、國の經濟より獨立いたしており、これに關する規定は、帝國憲法、皇室典範、皇室財產令等に散在しておつたのとあります。しかるに憲法の改正によ

增加所得稅法案(政府提出)委員

監任松岡運君  
輔關早稻田柳右エ門君  
辭任濱谷 留次君  
輔關川島 金次君

可

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便認可

つて、これらの規定はなくなることとなりました。また純然たる御私有の財産のほかには、皇室所有的財産といふものはないこととなつたのであります。しかし國の象徴としての天皇及びその周囲の方々のためには、皇室公用のための財産として、一定の財産が認められておりません。さらにそれ以上の價格によります。さらにそれ以上の價格を経てのみ有効にこれをなし得るものと/orしておるのであります。

また皇室の經費は、國の豫算に計上して、國會の議に付して検討すべきものといたしておりますが、その費目の大別は、内廷費、皇廷費、皇族費の三種といいたしております。内廷費といふものは、天皇とその直接の周囲にあらるる方々の日常の御費用であり、いわゆる御手許金なるものであります。

これに對し政府は、天皇が國の象徴としての立場のもの、及び天皇御私有のものとしても幾分そういう意味を加えたもの、及び天皇の周囲にあらるる方の公用に供するものがそれで、見透していたしまして、宮城、御所、離宮、陵墓等が豫定されており、山林土地等の收益財産や、皇室の宗教的財産は、これにはいらぬとの答辭であります。從つて宮中の三殿のごときは、

だ確定の見透しはつかないが、全く自由に授受できるものの價格限度は、戰地等の収益財産や、皇室の宗教的財産は、これにはいらぬとの答辭であります。從つて宮中の三殿のごときは、由緒あるものとして、皇位とともに傳わるべきものではあるけれども、公用財産のうちには入らない。私有財産であると答えております。

次ぎに、本案第一條によれば、皇室財産の譲受、譲渡、賜與等で、直接議會の議決を経ないで處置得るものもあることとなつておるが、これは憲法の規定に反せないかとの問い合わせをして、政府は、憲法は、國會の議決に基づいて、政府は、憲法は、國會の議決に基づかなければならぬという廣い含みのある表現をもつて規定しておるのである

次ぎに、内廷費及び皇族費は所得稅の對象になるかという問い合わせをしておるが、この對象になるかという問い合わせをしておるが、この對象になるかという問い合わせをしておるが、この對象になるかという問い合わせをしておるが、この對象になるかという問い合わせをしておるが、この對象になるかという問い合わせをしておるが、この對象になるかとい

う問い合わせをしておるが、この對象になるかとい

う問い合わせをしておるが、この對象になるかとい

う問い合わせをしておるが、この對象になるかとい

う問い合わせをしておるが、この對象になるかとい

う問い合わせをしておるが、この對象になるかとい

う問い合わせをしておるが、この對象になるかとい

う問い合わせをしておるが、この對象になるかとい

う問い合わせをしておるが、この對象になるかとい

う問い合わせをしておるが、この對象になるかとい

にはいました。日本自由黨を代表して小島徵三君は、本法案は物質の方面より國の象徴のあり方をきめるものであるから、皇室財産、皇室經費等にゆとりのあるよう注意をせられたいとの希望意見をもつて原案に賛成いたし、日本進歩黨の吉田安君は、同黨を代表いたしまして、天皇が國民の一人であるという點よりのみでなく、國の象徴であるという點をも十分に考慮して、ゆとりのあるようにせられたいとの意見を付して原案賛成の旨述べ、社會黨の井伊誠一君は、同党を代表いたしまして、皇室財産の範囲を限にし、民主的運営を望むという旨を述べて原案に賛成いたし、協同民主黨の酒井俊雄君よりは、憲法の大原則に則つて述べ、セラるべきことを、また國民黨の久芳庄二郎君よりは、國民が皇室費を負擔するということは、國民と皇室とを直結する所以であるという趣旨を述べられまして、それへ原案賛成の旨の意見の陳述がありました。次いで採決の決議、全會一致をもつて原案を可決いたしました。次第であります。この段御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案の第一讀會を開くに御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 本案の第一讀會を開くに御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて本案の第二讀會を開くに決しました。

○高橋英吉君 直ちに本案の第二讀會

を開かれんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 高橋君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに本案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

○議長(山崎猛君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山崎猛君) 採決いたします。

○議長(山崎猛君) 本案の委員長報告は可決であります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(山崎猛君) 起立多數。本案は原案の通り決しました(拍手)これにて本案の第二讀會は終了いたしました。

○議長(山崎猛君) 第二讀會

ます。

・日程第二、昭和二十一年度一般會計歳出の財源に充てるための公債發行に關する法律案、日程第三、食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案、右

兩案を一括して第一讀會を開きます。

上塙大藏政務次官。

食糧管理特別會計法の一部を次の

ように改正する。

第六條中「本會計ニ屬スル經費」

を「本會計ニ於テ食糧ノ買入代金以外ノ經費」に改める。

第三條 本會計ニ於テ食糧ノ買入代金ノ財源ニ充ツル爲必要アルトキ

ハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ一年内ニ償還スヘキ證券ヲ發行シ又ハ

同期間内ニ償還スヘキ借入ヲ爲ス

コトヲ得  
内ニ償還スヘキ證券ヲ發行シ又ハ

内ニ償還スヘキ借入ヲ爲ス

内ニ償還スル證券及借入ノ償還金ヲ除ク」を加える。

第六條中「借入金及」を「證券(年

度内ニ償還スル證券ヲ除ク)」ノ發行

收入金、借入金(年度内ニ償還スル

借入金ヲ除ク)及」に改め、「償還金」

の下に「(年度内ニ償還スル證券及借

入金ノ償還ヲ除ク)」を加える。

附則 第二項乃至第五項を削る。

第三條の改正規定施行前に買入入

れた食糧の代價に關しては、なお從前ノ例による。

第三條の改正規定施行前に同條の規定により発行した証券及び前項の規定により発行する証券の割引、借入金の償還及び償還に關しては、なお從前の例による。

米穀の生産を確保するための補給金で昭和二十年以前產の米穀に対するものに關しては、なお從前の例による。

政府委員上塙司君登壇】只今議題とな

りました昭和二十一年度一般會計歳出

の財源に充てるための公債發行に關す

る法律案外一件の提出の理由を御説明

申し上げます。

第五條中「償還金」の下に「年度

付則 第一項

この法律は、公布の日から、これを施行する。

依り發行スル證券又ハ借入ルル借入ノ借換ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ前項ノ規定中一年内トア

ルハ當該年度内トス

第四條ノ二を削る。

第四條ノ三中「五十二億圓」を「百

億圓」に改め、同條を第四條ノ二と

する。

〔政府委員上塙司君登壇〕

政府委員上塙司君登壇】只今議題とな

りました昭和二十一年度一般會計歳出

の財源に充てるための公債發行に關す

る法律案外一件の提出の理由を御説明

申し上げます。

昭和二十一年度一般會計歲出の財源に充てるための公債發行に関する法律案について申し上げます。目下本院において御審議中の昭和二十一年度改正歳入歳出總額算追加案、改第三號に計上いたしました經費の所要財源九十三億圓につきましては、今日の場合これを全額公債によるのがか途がありませんので、この法律案を提出致しました次第であります。

次ぎに食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案につき御説明いたします。政府において買入れる食糧の代價の支拂いにつきましては、從來現金の交付に代えて食糧證券を交付して参ったのであります。今回食糧の買入計畫を豫算上において明瞭ならしむる趣旨によりまして、從來の交付證券の要旨をもつては、どうしても了解をいたすことはでき得ないのであります。從つて米價につきましては、實際の篇農家の一例をひきまして、はたして政府は現在の五百五十圓の米價をもつて安當なりと思われるか否か、この點をお質いたしたいと存ずるのであります。私の例します所の篇農家は、六反五畝歩の水田を耕作いたしております。この農家が秋まで支拂います。稻をつくりますために、鋤の修繕、或は鋤の柄、こういう稻ばかりに必要な所の農機具代を四百五十圓支拂つておる。さらに進んで用水路の費用といたしまして百五十圓を支拂つます。稻をつくりますために、鋤の修繕、或は鋤の柄、こういう稻ばかりに必要な所の農機具代を四百五十圓支拂つておる。自分が田植の支度をする、或は苗木の支度をする、こういふことは無質にいたしましても、田を植えます

〔伊藤實雄君登壇〕

は、只今審議中である。一日も早い、どうでも人に頼めなくせば、一石で五十圓を支拂う。まれに考

らぬ。この六反五畝歩の田植二日間で、六百圓の費用を支拂つておるのであります。

この食糧管理法は、その中心はなんとして米の買上げであります。従つて米價の問題が重點だと存するのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓、これは無理ではありません。なお稻をこきまする所の稲撒機が三千五百圓いたしますが、これは十箇年で使用できなくなりますから、一箇年の償却費三百五十圓、油とか或は電力とかいうものが二百圓、それら一箇年の償却費三百五十圓、油とか或は電力とかいうものが二百圓、それら一千五百圓と相なるのであります。さては、これは自分でやりますから無質と存するのであります。

この八百圓を支拂つておるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓、これは無理ではあります。そして秋になりました後りに入りますと、稻を刈りますのであります。しかも供出する所の五十圓要ります。しかば供出の機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そして、秋になりました後りに入りますと、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そして秋になりました後りに入りますと、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そして秋になりました後りに入りますと、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そして秋になりました後りに入りますと、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そして秋になりました後りに入りますと、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そして秋になりました後りに入りますと、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。そこで、稻を刈りますのであります。しかし籠であるとか、籠機具費の二百五十圓は、四十圓と相なるのであります。

の事情で、生産費その他農業必需品

を占めますする比例といったような關係

で決定されたものであります。私は

この米價をもちまして、他の物價と均

衡をとつて行くという方向に施策を進

めたいと思つておるのであります。差

し當り肥料についても、今回の追加豫

算には間に合いませんでしたが、只今

關係方面と折衝いたしておる次第で

あります。

それから配給公社の點は、まだ伊藤

さんの仰しやるように何もきまつたわ

けであります。只今それ／＼の關係

方面と折衝いたしておるのであります。

たゞ私は農村における協同組合——只

今は農業會であります。そういう

協同組合といふものを末端において實

際上使つて行くということは、これは

どういふ配給のシステムができます

も、どうしてもこの點はやらなければ

ならない點であつて、それを無視して

いる／＼な事柄はできないのであります。

その點につきましては、現在の實

情及び配給さるべきそれ／＼の物資に

つきまして、只今嚴密に検討いたし、

それ／＼關係方面と折衝いたしておる

のでございまして、伊藤さんの仰しや

るやうな、そういうよ／＼な、まだ内容

がきまらないものについては、徒らに不

安の念を抱かれるとはないといふこ

とを申し上げておきたいと思います。

〔政府委員上塚司君登壇〕

○政府委員上塚司君の御質

問にお答えいたします。大藏省關係と

いたしましては、米價の問題であります

するが、米價五百五十圓に決定いたし

ましたのは、現在の經濟事情下におき

まして、すべての物價基準を十分に考

慮いたしまして、なお他の生活狀態そ

の他を勘案して決定いたしたような次

第であります。さよう御承知を願いま

す。

〔伊藤實雄君登壇〕

○伊藤實雄君、只今の御答辯によりま

すると、米價は他物價と均衡のとれる

ような考え方でもつて五百五十圓であ

る、かような趣旨であるのであります

が、私をして言わしむるならば、現

在農家に特に配給になつておる所のあ

るお酒にいたしましても、一升四十圓で

ある。しかばん米八升をもつて酒一升

である。コロナ、ビースのときは、

政府が價格をきめられたのであるから

閣ではあります。これがなんと米四

升、五升をもつて行つて一箇というがこ

ときは、はたしてどの觀點からして物

価の均衡がとれているのか。なおまた

つきまして、只今嚴密に検討いたし、

それが、關係方面と折衝いたしておる

のでございまして、伊藤さんの仰しや

るやうな、そういうよ／＼な、まだ内容

のとおりにござります。〔ヒヤヒヤ〕

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

○國務大臣(和田博雄君) 私が口今言

いましたのは、米價といふものをきめ

たその事情を申し上げたのであつて、

その米價と個々の商品とが一々均衡が

とれてゐるということを申し上げたの

ではありません。殊に個々の商品その

ものの價格の構成につきましては、そ

れぞれの事情があるのであります。そ

れはそう簡単には私は參らぬと思うの

であります。たゞ私が言ひますのは、

そういう米價がきまりました以上は、

これについて均衡をとるよう努めし

ていると、こう申し上げたのであります

(拍手)

〔伊藤實雄君登壇〕

○伊藤實雄君、どうしても私は諒解に

苦しみますが、しかばん農家は戰争中

には、勝つためだ、勝つためだと、無

理に供出いたして、敗戦後におきまし

ては、食糧緊急措置令によつて、出さ

ない場合には罰するというがごとき、

そんなに農家が何が故に日本のために

犠牲にならなくてはならぬのか。一體

われ／＼は同じく日本人であります。

しかしに農家に對してのみ、戰争中は勝

つたために出せ、終戦後の今日は食糧緊

急措置令によつて縛る。一體こんな不

公平な政治はどこにあるか。政府はこ

れに對していかよ／＼な考え方をもつてい

るのか。この點明確な御答辯を要求す

日程第四、開拓者資金融通法案の第

一讀會を開きます。和田農林大臣。

一讀會を閉めます。和田農林大臣。

第一條 開拓者資金融通法案(政府

提出) 第一讀會

開拓者資金融通法

第一條 政府は、開拓地において耕

作の業務を営む者その他命令で定

める耕作の業務を営む者(以下開

拓者といふ。又はその組織する法

人に對し、毎年度予算の範囲内に

おいて、左の資金を貸し付けるこ

とができる。

一 耕具、肥料、家畜その他開拓

者の営む耕作の業務に必要な資

材又は施設を取得し、又は設置

するのに必要な資金

二 開拓者の住宅を取得し、又は

建設するのに必要な資金

(以下貸付金といふ。)の償還は、

第二條 前條の規定による貸付金

(以下貸付金といふ。)の償還は、

等年賦償還の方法によるものとす

る。但し、左の場合には、政府

は、何時でも貸付金の全部又は一

部につき一時償還を請求すること

ができる。

一 貸付金の償還をすべき者の申

出があつたとき。

二 貸付金の償還をすべき者が年

〔墨議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御墨議なしと認め

ます。よつて動議のごとく決しました。

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

賦金の支拂を怠つたとき。

三 前條の規定による貸付を受けた者（その者が法人であるときは、その法人を組織する者を含む。）が貸付金をその貸付の目的以外の目的に供したとき。

四 前條の規定による貸付を受けた者（その者が法人であるときは、その法人を組織する者）が、その耕作の業務を怠り、又は廢止したとき。

五 前條の規定による年賦金の支拂時期における米穀の價格（第一條の規定による貸付をした時に於ける米穀の價格に比較して下落し、又は高騰した年においては、政府は、命令の定めるところにより、その年賦金額のうち元金に相当する部分を米穀の價格の変動に應ずるよう減額し、又は増額する。）

六 前項の規定による年賦金の減額又は増額は、貸付金の償還の完了するまでの間に於けるその後の年の年賦金の額に変更を及ぼすことはない。但し、年賦金の一部の支拂によつて貸付金の償還の完了する年において、その年の年賦金の額又は減額あることを妨げない。

第一項の規定による年賦金の減額又は減額及び増額があつた場合において、償還期間中の各年の年賦金のうち元金に相当する部分の

合計額が貸付金の額に達しなくなつたときは、その不足額に相当する貸付金の償還の義務は、これを免除する。

第一項の規定による年賦金の増額があつたときは、政府は、命令の定めるところにより、その増額分に対する利子に相當する金額を年賦金額から控除しなければならない。

第一項の米穀の價格は、食糧管理法第三條の規定による買入の價格による。

第一項の米穀の價格は、食糧管理制度による一時償還があつた場合には、前條第二項及び第四項の規定を準用する。

第五條 災害その他これに準すべき事由によつて開拓者の耕作の業務による収益が著しく減少したときは、政府は、年賦金の支拂を猶予することができる。

第六條 政府は、第二條第一項第二号乃至第四号の規定による一時償還の請求、第三條第一項の規定に於ける年賦金の減額若しくは増額又は前條の規定による支拂の猶予をするには、開拓委員会の意見を聽かなければならぬ。

開拓委員会に關する規程は、勅令でこの法律施行の期日は、勅令でこ

れを定める。

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

○國務大臣（和田博雄君）只今上程されました開拓者資金通法案につきまして、その提案理由の要を御説明申しあげます。

御承知のように、政府はさきに緊急開拓計畫を樹立いたしまして、爾來これが促進に努めておるのでございまして、過去一年間に開發されました耕地は、田が九千町歩、畑が十五萬町歩に及んでおりまして、これら的新開拓地に入植しました者は、純入植者のみで約八萬三千戸に達しております。しかししながらこれらの入植者は、概ね資力に乏しくありますて、殊に最近の物價騰貴によりまして、住宅の建設は勿論のこと、營農に不可缺な農具でありますとか、家畜とか、種苗とか、肥料等の入手にも、非常に難處をいたしておられるような状態であります。勿論この入植者の住宅の建設でありますとか、營農の指導につきましては、若干の補助施設を講じておるのですが、これだけではとうてい問題は解決されませんで、さらにこれを金融によつて補おうといたしましても、普通の金融機關を利用することは、事實上はほとんどできない状態にござりますので、入植者に對しましては、特別の金融対策を積極的に講ずる必要を痛感いたしました。

このたび政府が本法案によつて、これまで中金を通じて四分五厘の利子で金融せしめて、その貸付金の三分の一を、政府自身が年三分六厘五毛の利子でもつて開拓農民に貸付けんとしているのであります。が、その限りにおきましては、從來に比すれば極めて進歩的

金をもちまして、みずから開拓者たちはその組織による法人に對して、長期低利の金融を行ふ方策をとることをいたしまして、この法律によります。

この法案の要点は、第一には政府の貸付けます資金の用途は、農具、肥料、家畜といつたような、開拓者が營農に必要なものを調達する、いわゆる營農資金と、開拓者が住宅を建設しましたり、またはこれを取得しますに必要な、いわゆる住宅資金を對象といたします。

○議長（山崎猛君）質疑の通告があります。これを許します。稻村順三君。

〔稻村順三君登壇〕

○稻村順三君 私は大日本 上程に當りまして、若干の質問をいたしたいと存じます。私は終戰直前に北海道の開拓農園の一人として、つぶさに開拓の苦難を経験して來た者であります。が故に、私がこゝになさんとする質問は、實に開拓者がひともつてゐる所の疑問であるというふうにお考えになつて、これまでのようく、政府が單に第三者的な批判者に聞かせる意味合いで、論理上の辯證さえ言えは捨てて、御答辯を願いたいと思うのであります。

第二點は貸付けの内容であります。が、貸付金は償還期限は二十年といたしまして、五年間を無利子で据え置きをいたし、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法で償還させることにいたしております。

第三は、入植者の營農の經濟状態と償還との調整の問題であります。現在の經濟界の状況が、將來相當變動のありますことは當然豫想せられるのであります。

このたび政府が本法案によつて、これまで中金を通じて四分五厘の利子で金融せしめて、その貸付金の三分の一を、國家が補償することになつていたのを、政府自身が年三分六厘五毛の利子

で、將來物價の下落が續きました時は、年賦金の減額しました部分の償還を免除するという制度をとつてゐるのでございます。

だいたい以上がこの法案の趣旨と内容でございますが、どうか遠やかに御審議の上御協賛あらんことをお願ひいたします。

になつたということは認めることがであります。と申しますのは、由來中金の資金というものは、わが國現在の農民の實業でありまして、これが直接受け現在農民の利益を増進する以外のものには、絕對に使つてはならぬ性質をもつてゐると思うであります。もとより現在の農民が資金を溢れるほどもつておらず、中金の資金なじでも、この戰後の農業再建のために、生産様式を自己資金で近代化し得るという状態であるならば、私いたしましても、あえて中金の資金を他に用すべからずといふようなことは固執いたしません。しかし今や我が國民主化的經濟的障礙を撤去する意味において、また早晩來るべき農業恐慌に備えるという意味におきまして、農業生産様式の近代化ということは、緊急の要務であります。否、これ、二年間うちにさえ完成しなければならない、重大な事態に當面しているのであります。この資金は、よしんば中金といふ組織そのものが赤字を生ずる場合にも、農民が必要であるならば、私は全資金をこれに放出するのが當然の義務であるとさへ思つてゐるのであります。また私が思いますのに、恐らく徹底的に現下の要務をはたすがために、まだ足りないものがあろうと思うので、現在の中金の全資金を放出しても、

あります。尤も現在の中金並びに農業會の機構は、明らかにこれを妨げておられます。私は農業會を農民大衆の力によつて民主化することによつて、ぜひこれを実行しなければならないと思うのであります。既に農村におきましては、農民組合その他の民主的團體の町村農業會に對する攻勢によつて、著々この民主化は進行しておりますので、中金及び農業會の現幹部の好むとかよしに中金資金を考えますならば、その窮屈に運命づけられている資金をもつて、戰争の犠牲者を主體とする開拓者の資金に當てようといふ所の金融が、あまりにも消極的であつて、本法案が法律となつて實施されたとしても、開拓者が獨立農民として生計を立てる事ができるかどうかは、それ自身が、私は間違いであつたと思うのであります。（ノーカー）私がかうように申しますならば、政府は或は、

付するためには、本法案ができたということは、確かに一步の進歩であります。しかしながら一步前進ではあります。しかし前進に——このむずかしい事態に當面して、これを切り開いて行くことが必然であろうと存じます。かよしに中金資金を考えますならば、その窮屈に運命づけられている資金をもつて、戰争の犠牲者を主體とする開拓者の資金に當てようといふ所の金融が、あまりにも消極的であつて、本法案が法律となつて實施されたとしても、開拓者が獨立農民として生計を立てる事ができるかどうかは、それ自身が、私は間違いであつたと思うのであります。（ノーカー）私がかうように申しますならば、政府は或は、

の期間を通じて、たいてい進歩的な傾向をもつ法規といえど、政府自身積極的に、自分みずから責任においてこゝで、中金及び農業會の現幹部の好むとかよしに中金資金を考えますならば、その窮屈に運命づけられている資金をもつて、戰争の犠牲者を主體とする開拓者の資金に當てようといふ所の金融が、あまりにも消極的であつて、本法案が法律となつて實施されたとしても、開拓者が獨立農民として生計を立てる事ができるかどうかは、それ自身が、私は間違いであつたと思うのであります。（ノーカー）私がかうように申しますならば、政府は或は、

付するためには、本法案ができたということは、確かに一步の進歩であります。しかしながら一步前進ではあります。しかし前進に——このむずかしい事態に當面して、これを切り開いて行くことが必然であろうと存じます。かよしに中金資金を考えますならば、その窮屈に運命づけられている資金をもつて、戰争の犠牲者を主體とする開拓者の資金に當てようといふ所の金融が、あまりにも消極的であつて、本法案が法律となつて實施されたとしても、開拓者が獨立農民として生計を立てる事ができるかどうかは、それ自身が、私は間違いであつたと思うのであります。（ノーカー）私がかうように申しますならば、政府は或は、

の期間を通じて、たいてい進歩的な傾向をもつ法規といえど、政府自身積極的に、自分みずから責任においてこゝで、中金及び農業會の現幹部の好むとかよしに中金資金を考えますならば、その窮屈に運命づけられている資金をもつて、戰争の犠牲者を主體とする開拓者の資金に當てようといふ所の金融が、あまりにも消極的であつて、本法案が法律となつて實施されたとしても、開拓者が獨立農民として生計を立てる事ができるかどうかは、それ自身が、私は間違いであつたと思うのであります。（ノーカー）私がかうように申しますならば、政府は或は、

る所の農産物の生産價格をよりに保護するということありますならば、一般消費者大衆が非常に——とにかく農民はたしかに米價が相對的に安いことは言えない點もあらうと思うであります。これがこれをもつて自分の生活水準に比べてみますと、決して私は農産物が安いことを考えてみますならば、私は今日の既墾地における所の農産物すら値上げ問題が起つておりますと、これが國民の消費者大衆大きな影響を與えておるという場合に、さらにおよび未墾地に過小農制を植えつけ、その高い所の生産價格を保護しなければならなかつたとするならば、私はこの悪性インフレーションを與えておるといふべきだと思つたとする

達は今日の既墾地における所の農産物が政府にかような易きについて、そうして過小農制を未墾地につくることばかりに夢中になつて、かよくな未墾地における所の近代的農業の建設に對して、何らの手を打たなかつたかといふことについて、農林大臣の説明を伺いたいと思ふものであります。私がかようく質問いたしますと、農林大臣、或はまた大藏大臣にいたしました同じ事であります。家財政が許さないといふように逃げるか、或はまた未墾地において、この過小農制を建設するのでなかつたならば、百萬戸といふ多數の過剰人口を吸収することができない、こういうふうな口實をもつて逃げるであらうと信ずる所以にはならない。なぜかと申しますな

いたしまして、少くとも今後開墾されるべきかよくな未墾地における所の農業生産物といふものは、努めてこれはコストの低いものにといふ方策を立てる必要があると思うのであります。そうするならば、未墾地における所の農業經營といふに採用するといふことによつてのみ、私はこの目的を達することができるのであります。だからこそこの目的を達するのであります。

また私は本法の實施によりまして、開拓農家一戸について農業資金を一萬圓、住宅資金七千圓を標準にこれを貸し切ることを聞いております。(拍手)私はかよくなことを信しておるものであります。なぜかと申しますな

れば、今日におきましては、生産増強の名目の下に、相當大盤振舞に似たような補給金すら、多く出しておる事實がたくさんあるのであります。かような場合におきまして、今日一方において五百萬の失業者を吸収し、他方において食糧増産に寄與すべき所の未墾地の開墾といふことに對しまして、相當な資金や、七千圓の住宅資金といふような目論れ金でもつて、その效果を上げることができるとどうかは疑問である

す。また失業者の收容力を小さくするというような意味合いであります。なる程樣式の農業を建設するためには、少くともこゝに政府が多くの經費を負擔しなければなりません。政府は何が故にかよくな易きについて、そうして過小農制を未墾地につくることばかりに夢中になつて、かよくな未墾地における所の近代的農業の建設に對して、何らの手を打たなかつたかといふことについて、農林大臣の説明を伺いたいと思ふものであります。私がかようく質問いたしますと、農林大臣、或はまた大藏大臣にいたしました同じ事であります。家財政が許さないといふように逃げるか、或はまた未墾地において、この過小農制を建設するのでなかつたならば、百萬戸といふ多數の過剰人口を吸収することができない、こういうふうな口實をもつて逃げるであらうと信ずる所以にはならない。なぜかと申しますな

いたしまして、少くとも今後開墾されるべきかよくな未墾地における所の農業生産物といふものは、努めてこれはコストの低いものにといふ方策を立てる必要があると思うのであります。そうするならば、未墾地における所の農業經營といふに採用するといふことによつてのみ、私はこの目的を達することができるのであります。だからこそこの目的を達するのであります。

さらに最後に、本法によります



それから開拓委員會に開拓者の代表を入れるかといふ問題は、勿論代表がいることになつております。それから北海道のことを御指摘になつたのであります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（山崎猛君） 御異議なしと認めます。

日程第五、開拓者資金金融通特別會計法案、日程第六、昭和二十一年法律第

五十五號帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の費

支辨のための借入金等に関する法律

一部を改正する法律案、右兩案を一括して第一讀會を開きます。上塚大藏政務次官。

第五 開拓者資金金融通特別會計法  
案（政府提出） 第一 読會

第六 昭和二十一年法律第五十五號帝國鐵道會計又は通信事業特別

會計における昭和二十一年度の經

費支弁のための借入金等に関する

法律の一部を改正する法律案

（政府提出） 第一 読會

第七條 この会計の負担に属する公

債及び借入金の償還金及び利子、

一時借入金の償還金及び公債の發

行及び償還に関する諸費の支出に

のとする。

第八條 この会計において決算上剩

余を生じたときは、これを翌年度

の歳入に繰り入れるものとする。

前項の規定による繰入金は、公

債及び借入金の償還金の財源にの

行を充てるものとする。

この会計の収入支出に関する規程は、勅令でこれを定める。

第九條 政府は、毎年この会計の歳入

歳出予算を調製して、歳入歳出に

提出しなければならない。

前項の歳入歳出予算には、当該年

度及び前年度における貸付計画表

となすに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（山崎猛君） 御異議なしと認めます。

日程第五、開拓者資金金融通特別會計法案、日程第六、昭和二十一年法律第

五十五號帝國鐵道會計又は通信事業特別

會計における昭和二十一年度の費

支辨のための借入金等に関する法律

一部を改正するため、政府は、必要な額

を限度としてこの会計の負担で、

公債を發行し、又は借入金をする

ことができる。

前項の規定による借入金は、一

年以内にこれを償還しなければな

らない。

子、公債の発行及び償還に関する諸費並びに附屬諸費を以てその歳出とする。

の歳入減少のため一時借入金又は繰替金を償還することができないときは、政府は、その償還できな

い金額を限り、この会計の負担で大藏省預金部又は日本銀行から借入金をすることができる。

前項の規定による借入金は、一

年以内にこれを償還しなければな

らない。

て御説明を申し上げます。今回別途提出いたしました開拓者資金融通法案に關する經理上の措置といたしまして、

開拓者資金融通のため政府の行います貸付金に關する歲入歲出は、これを一般會計と區分して特別會計を設置いたし

しかしこれがために法律の制定が必要となります關係上、この法律案を提出いたしました次第でございます。

次ぎに、昭和二十一年法律第五十五號の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。帝國鐵道會計収益勘定及び通信事業特別會計業務勘定における昭和二十一年度の經費の財源につきましては、さきに兩會計收支の狀況に顧み、その一報を借入金に求めるることを餘儀なきものと認めまし

て、これに關し昭和二十一年法律第五十五號の制定をみたのであります。が、今回さらに必要とする兩勘定の追加經理及び帝國鐵道會計収益勘定における運賃收入の減少による歲入不足の補填の財源につきましては、今日の場合、前回同様その財源の一部を借入金に求める必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御協賛を與えられんことを希望いたします。

○謹要(山崎謹要) 質疑の通告があります。これを許します。——山下榮二君。

〔山下榮二君登壇〕

委員會の裁定に對しましては、政府

○山下榮二君 私は只今上程に相なりました鐵道通信兩事業關係本年度經費

支辨のための借入金等に關する法律案に對し、二、三當局にお尋ねいたした

いと存ずるのであります。

第一に伺いたいと思ひますことは、本法案は鐵道通信兩事業の事業擴張のための借入れであるかどうか、乃至は從業員の待遇改善等のために、その借入を必要とされて本法案を出されたのであるからか。もし待遇改善のために必要とされたといたしますならば、先般鐵道遞信兩勞働組合から、生活確

保の要求、すなわち生活保障給、家族手當、越冬資金等の待遇改善の要求が出たのであります。が、これらに關して本

法案を出されたのであるかどうか、

この點を第一にお伺い申し上げたいと存じます。

次ぎに伺ひたいと思いまることは、十五號の制定をみたのであります。が、今回さらに必要とする兩勘定の追加經理及び帝國鐵道會計収益勘定における運賃收入の減少による歲入不足の補填の財源につきましては、今日の場合、前回同様その財源の一部を借入金に求める必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

お尋ねいたいと存じますのは、この

年における運賃收入の減少による歲入不足の補填の財源につきましては、今日の場

合の制定をめぐらして、兩勘定の追加

經理及び帝國鐵道會計収益勘定における運賃收入の減少による歲入不足の補填の財源につきましては、今日の場

合の制定をめぐらして、兩勘定の追加

經理及び帝國鐵道會計収益勘定における運賃收入の減少による歲入不足の補填の財源につきましては、今日の場合、前回同様その財源の一部を借入金に求める必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

○謹要(山崎謹要) 質疑の通告があります。これを許します。——山下榮二君。

〔山下榮二君登壇〕

委員會の裁定に對しましては、政府

はさきの電氣產業勞働組合のストライキの場合は、中央勞働委員會の裁定を十二月二十日否定されたのであります。

私はこの機會に申し上げたいことは、

は、中央勞働委員會の裁定を否定するが

ことは、わが國の勞働運動の唯一の

民主主義的な勞働問題の處理機關であ

る所の勞働委員會の裁定を否定するが

ときことが、今後もなおかつありと

いたしますならば、中央勞働委員會

はもとより、地方勞働委員會に及ぼす

影響はまさに重大であります。ま

さしく勞働委員會の抹殺行爲だと言わ

なければならぬと存ずるのであります。(拍手)

なればならぬと存ずるのであります。

そこでこの問題に對する政府の所信

をこの機會に伺つておきたいと思うの

であります。

さらくに次ぎに伺いたいことは、もし十五號の制定をめぐらして、兩勘定の追加經理及び帝國鐵道會計収益勘定における運賃收入の減少による歲入不足の補填の財源につきましては、今日の場合、前回同様その財源の一部を借入金に求める必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

次ぎに伺ひたいと思いまることは、十五號の制定をめぐらして、兩勘定の追加經理及び帝國鐵道會計収益勘定における運賃收入の減少による歲入不足の補填の財源につきましては、今日の場合、前回同様その財源の一部を借入金に求める必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

次ぎに伺ひたいことは、鐵道貨金乃至は通信費の値上げが、世上いろいろ噂をいたされておるのであります。鐵道貨金、或は通信費の問題は、國民生

活に重大なる影響を與えるものであり

ます。從つて世上言わるゝがごとく、

二倍乃至三倍の上昇が政府において

おるのであります。この調停案に對し

認められるのであります。組合側もまた

これを承認せないことを表明いたして

おるのであります。この調停案に對し

おるのであります。この調停案に對し

おるのであります。この調停案に對し

の時期はいつであるかを伺いたいと思うのであります。

最後に、最近の電報通信、これらの

はさきの電氣產業勞働組合のストライキの場合は、中央勞働委員會の裁定を十二月二十日否定されたのであります。

政府の考え方といたしましては、これらの

諸君が今日物價騰貴その他によつて生

活に困られておるという實情を察しま

して、これらの待遇の改善をいたした

ものであります。これが完成い

たしますのが來年の三、四月頃にな

るようになります。そういた

しますと、その審議法ができました

ならば、これに遵従從業員諸君の要求

しておることが届かなければ、その基

準の程度まで引上げる、またその基準

よりも出るならば、基準の所まで引

上げることを給與しようというのであ

ります。

以上甚だ簡単でござりますけれど

も、當局の親切なる御答辯を煩わして

やみません。(拍手)

〔國務大臣 松定吉君登壇〕

○國務大臣(松定吉君) 只今御質問いたしまするならば、本法律案通過後、速やかに豫算化して、追加豫算を上程する御用意があるかどうかを伺いたいと思うのであります。

私たちには本調停案を見まして、労働組合の要求とは甚だしく相違のあることを認めるのであります。組合側もまたこれを承認せないことを表明いたしてお願いいたしておりますこの豫算の五億八百二十餘萬圓といふまするに相なりました、私の方から御審議をお願いいたしておりますこの豫算の五億八百二十餘萬圓といふまするの意味であります。これは職員の待遇改善の費用と、物價騰貴に伴う物件の價格の増額といふ意味であります。二つ合せて五億八百二十餘萬圓になるのであります。職員の待遇改善の費用は三億六百九十五萬圓、價格騰貴によりまする費用が一億七千八百萬圓でございます。これらのものは遞信省の從業員諸君が

おるのであります。この調停案に對し、おるのであります。この調停案に對し、おるのであります。この調停案に對し

おるのであります。この調停案に對し

の調停案によると、赤字補填一人一千圓、それから家内に對して一人百

圓、こういうようすに裁定をしたその金額と、今度政府の御審議を願つておる、この年末に二箇月分だけ差上げるといふ間ににおいて、非常に差異があるではないかということあります。なるほど差異がござります。しかばそ

の調停案通りにしなければならぬではないかといふ點に對しては、政府としてなるたけこれに従いたいと思うのであります。が、これらの點につきましては、財源の點について考慮をいたしてはたしてこれを許可せらるゝや否や、いかに對しましても、非常に今

考課を拂つておるのであります。が、取りあえず政府の考課でありますことは、今回三億六百九十五萬圓を出し、二箇月の繫きができるます。が、これまでもう、お問い合わせ金の値上げをいたしてはたしてこれが不平なく、足りません所の四億二千四百萬圓を受容れることが出来るであらうかどう

といふものを大藏省の預金部の方から借り入れますれば、今御審議を願つておきますが、そういうようにいたしたいといふのであります。

もし遞信從業員諸君から中勞委に要求しておりますの要求を全部認める

と假定いたしますれば、只今二十五億

いくらというものを人件費に拂つてお

りまするし、その上に五十五億圓ほど

金を必要とするのであります。八

十億圓以上のものを人件費のために支

出しなければならぬ。こういうことに

なります。そういだしますると、今の

郵便料金を六倍に上げませんと賄いが

できぬということになるのであります

から、葉書にいたしますならば九十

十錢、郵便料金その他のものも、これ

に準じて値上げをする、こういうことになります。これがはたして

ならないではないかと考えておるのでありますから、どうかこの邊に對しましては、國家の財政、民衆のいろいろな御負擔等を御考慮に入れまして、慎重に御審議あらんことをお願ひいたすのであります。(拍手)

〔國務大臣一松定吉君登壇〕

○國務大臣(一松定吉君) お答へいた

ります。前議會が協賛を経ておりま

したものを加えまして、借入金が二十

五億五千餘萬圓に相なつておるのであ

ります。これが今回の議案になりまし

て、あらうかといふことは、政府

におきましては、現在五千七百九十九

萬一千圓の借入金で、収益勘定の歳入

缺陷を補うことに相なつておつたので

あります。かかるに十月一日以降實施

の豫定であります。運賃改正が遅れま

して、今所告示期間が一箇月を要す

て、この二十八日にこれに應するか應

じないかがきまるのであります。今私

の方でこの調停案の赤字千圓、家内二

百圓、扶養家族一人百圓といふものに

應することができるかできないか慎重

に調査いたしておきました。二十八日ま

でに態度を決定いたしたいと考えてお

るのであります。かりに調停案通り

にいたしますとすると、合計で四億數

千萬圓ほどの金が要るのでありますか

ら、もしそういうことになれば、さら

にまた追加してお願いをしなければな

る、これをまずやつていただこう、こ

ういうことになるのであります。これ

ならば、お問い合わせ金の値

上げということは要りませんで、これ

だけの金のうち、預金部の特別會計

並びに保険年金等の特別會計から繰入

れを八千三百五十餘萬圓いたしまし

て、足りません所の四億二千四百萬圓

た内容でございます。

争議につきましては、只今遞信大臣

からお答えがありました通り、私の方

も總連合が提訴いたしまして、中央勞

働委員會で目下裁定中であります

で、裁定の通告を受けましたのちに十

分協議をして、協定をまとめて行きた

いと考えております。

○山下第二君 簡單でありますから自

席からお許し願います。

○議長(山崎猛君) 許します。

○山下第二君 通信物の遅延に對する

理由を伺いたいと思うのであります。

鐵道關係につきましては只今説明を伺

つたのであります。が、二月まで値上げ

をしない、こう承諾しておるのであり

ます。二月になつたら値上げをする、

こういうことであらうと察するのであ

りますが、その値上げの額等を公表で

きますならば、この機會に伺いたいと存じます。

○國務大臣(一松定吉君) お答へいた

ります。年末二箇月の繫きを支給する

ということであれば、郵便料金

の値上げを必要としたしません。只今

ますれば、この特別會計等においていたすのであります。もし中央勞働委員會の裁定をいたしております赤字補填千圓、妻三百圓、扶養者一人百圓といふことになりますと、この金額を一億圓ほど殖やせばいゝのでありますから、やはりこれも料金の値上げといふ所まで參りません。たゞ私の申し上げるのは、賃金の裁定をいたしまして、それが今給與の金額よりもよほど多くなるということになれば、事業の性質上郵便料金の値上げをしなければならぬ。その時にはまたさらに御審議をお願いしなければなりません。先刻私の申し上げましたのは、さういうふうに假定的に申し上げたのでありますて、さよう御承知を願っています。

「郵便物の遅れることだよ、なぜ遅れるか」と呼び、その他の發言する者あり」  
○議長(山崎猛君) 静肅に。  
○國務大臣(松定吉君) 何が遅れるといふのですか。  
○山下榮一君 電報、手紙、葉書等ががいその日に打つたものは、その日にはことに遅延いたすのであります。そ

の理由は那邊にあるかを伺いたいと思います。

○國務大臣(松定吉君) いや、よくわかりました。それらの郵便物の遅延いたしますことは、民衆の御期待にいろいろな施設が破壊いたしましたから、さよう御諒承を願いたいと思います。もしくは道徳的、いろ／＼思想が低下了というのでありますようか、一時そういうようなものもございましたが、それらの點につきましては、從業員諸君も自戒いたしまして、自己の責任の重大なることに思いをいたされまして、そういうような思想方面のことは、だん／＼是正せられております。先刻私の申し上げましたのは、たゞ資材の面に對しましては、十分の資材が入手いたしませんがため早く送達できるようになつておりますが、たゞ資材の面に對しましては、十

分の資材が入手いたしませんがため、これららの施設が十分になつております。從つて戦前に於けるように迅速ではなかつたのであります、終戦後におけるようなことは漸々に改めまして、只今では葉書とか封書とかいふものの到達期間も非常に短縮せられておりますし、電信のごときは、たいために遅延いたすものと、その他の問題であります。

○議長(平塚常次郎君) 論議は非議題について……。  
〔國務大臣平塚常次郎君登壇〕  
○山下榮二君 二月以後の値上げの問題について……。  
〔國務大臣平塚常次郎君登壇〕  
○議長(山崎猛君) 論議が非常に悪いということのお尋ねのようありますが、これは石炭の事情が非常に悪いためで、石炭さえあれば解決するのであります。ほかに理由がございません。

○山下榮二君 残餘の質問は委員會に譲りまして、本日はこれで質問を打ち切ります。

午後四時三十三分休憩

○議長(山崎猛君) これにて質疑は終了致しました。各案の審査を付託すべく委員の選舉についておはかりいたします。

○議長(山崎猛君) 休憩前に引續き會議を開きます。

○鈴木仙八君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

際、(改第一號)昭和二十一年度改定歲入歳出總額算追加案、(改第二號)昭

和二十一年度特別會計改定歲入歲出豫算追加案、(改第三號)昭和二十一年度

改定歲入歲出豫算追加案、(改第四號)開拓者資金融通特別會計法案外一件、第一讀會

ます。○議長(山崎猛君) 静肅に。

○議長(平塚常次郎君) 以上議論には到達いたしましたが、たゞえ

いました。

○國務大臣(平塚常次郎君) よく聽取られましたものが、運賃の値上げは鐵道會議においてきました。さらにこれ

副うように今努力いたしております

す。

○議長(山崎猛君) まことに遅延いたしましたが、運賃の値上げは鐵道會議においてきました。さらにこれ

の諒解を得まして、關係方面との折衝

中であつたのであります。かるに鐵道

の運賃を大幅に上げるということは、

一般物價に及ぼす影響も大きいのであ

ります。よほど進行しておりますので、

あまり遠くない將來に解決いたしたい

と考えております。

○議長(山崎猛君) 暫時休憩いたしませんか。

○議長(山崎猛君) 高橋君の動議に御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○議長(高橋英吉君) 委員に付託中の議案の上程を待つため、この際暫時休憩せら

れんことを望みます。

○議長(高橋英吉君) お詫び申す。御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 暫時休憩いたしました。

○議長(山崎猛君) 休憩前に引續き會議を開きます。

○鈴木仙八君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

際、(改第一號)昭和二十一年度改定歲

入歳出總額算追加案、(改第二號)昭

和二十一年度特別會計改定歲入歲出豫

算追加案、(改第三號)昭和二十一年度

改定歲入歲出豫算追加案、(改第四號)開拓者資金融通特別會計法案外一件、第一讀會

ます。

（改第一號）昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案

五案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（山崎猛庵）鈴木君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎猛庵）鈴木君の動議に御異議ありませんか。

五案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（山崎猛庵）鈴木君の動議に御異議ありませんか。

（改第二號）昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案  
（改第三號）昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案  
（改第四號）昭和二十一年度特別會計改定歳入歳出豫算追加案  
（改第五號）昭和二十一年度特別會計改定歳入歳出豫算追加案

右は本院において可決すべきものと  
議決した因つてここに報告する。

豫算委員長 竹田儀一  
衆議院議長山崎 猛殿

〔竹田儀一君登壇〕

昭和二十一年十二月二十日

（改第一號）昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案

豫算委員長 竹田儀一  
衆議院議長山崎 猛殿

〔竹田儀一君登壇〕

購入費、及び住宅施設の補助費が十一億八千五百餘萬圓であり、他方引揚者の引揚狀況が當初見込んだ所に比較し遅延したこと等による經費の減少二億八千萬圓を立てております。

○竹田儀一君 只今議題となりました

改第二號の歳出のおもなるものは、

政府職員その他の給與改善に関する經費十二億三百餘萬圓、臨時議會開會に伴い要する經費六百餘萬圓、都道府縣の長及び市町村長の選舉に要する經費七千八百餘萬圓、都道府縣及び市町村の議員改選に要する經費三千三百餘萬圓、第二復員局關係の復員に要する經費二億七千四百餘萬圓、國立病院等經營に要する經費の増加五千三百餘萬圓、石炭價格調整補給金その他石炭增百餘萬圓、改第二號が二十六億九千八百餘萬圓、改第三號が九十三億圓、合計百七十二億一千六百餘萬圓であります。

右の歳出の内訳を申し述べますと、改第一號分は、米その他主要食糧の價格の改訂及び供出獎勵金の交付等により、本年度中に生ずる食糧管理特別會計の損失補填のための一般會計よりの繰入れが四十三億一千二百餘萬圓、民生安定のため海外引揚者その他困窮者に對し越冬對策として供給する寢具の

右は本院において可決すべきものと  
議決した因つてここに報告する。

（改第一號）昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案  
（改第二號）昭和二十一年度改定歳入歳出豫算追加案  
（改第三號）昭和二十一年度改定歳入歳出豫算追加案  
（改第四號）昭和二十一年度改定歳入歳出豫算追加案  
（改第五號）昭和二十一年度改定歳入歳出豫算追加案

（改第一號）昭和二十一年度改定歳入歳出豫算追加案  
（改第二號）昭和二十一年度改定歳入歳出豫算追加案  
（改第三號）昭和二十一年度改定歳入歳出豫算追加案  
（改第四號）昭和二十一年度改定歳入歳出豫算追加案  
（改第五號）昭和二十一年度改定歳入歳出豫算追加案



と経済力の不均衡より或は招來せんとする國民經濟の破綻は、何人も憂慮する所でありまするが、この點の質問に對し、政府當局の見解として述べられてることは、財政資金を徹底的に壓縮するということより、進んで積極的にあらゆる努力を經濟力の回復培養をはかることに集中いたし、未稼働の勞力、設備資材の存する限り、かつまた生産財部門と消費財部門の不均衡を生じ、國債の發行により財源を調達せざるを得ないものがありましても、これが國民の貯蓄によつて消化せられる限度においてなされるならば、あえてこれを辭さない方針と拜承いたしました。

次ぎに現下の經濟危機を物の面より見まする時に、最も重要な問題は基礎原料の供給不足であり、特に鐵、石炭各委員からそれゝ熱心なる要望的質問がございました。

かにしてこの陥路を開闢するかについて熱心なる論議が交されました。本質論といたしまして、石炭、セメント、鐵鋼のごとき重要産業が、現在自由經濟でやつて行けるかどうかか。或は直接に國營とするか、高度の計畫經濟により統制して行くべきではないかという委員諸君の質問に對し、政府は、あくまで統制は一時的、便宜的なものであつて、經濟が民主化された暁においては、正當な利潤を前提とした、自由なる競争の行はれる自由なる經濟でやつて行ける確信がある旨答辯がありました。これは中央労働委員會の權威の問題として、今後起るべき他産業の争議がありましたことは申すまでもありません。これは中央労働委員會の權威の問題として、今後起るべき他産業の争議に對し、調停の基準となるべき調停案に對しとつた政府の態度として、今後の労働問題に影響する所も多く、實に重大なる問題であるとの質問に對し、政府は電産の賃金引上げの結果は、電氣料金が三倍強も引上げられ、餘喘を保つてゐること、及び食糧殊に生鮮食料品等の統制は、かえつて不必

要な経費の支出と物資の偏在を結果するお健全財政をめぐつて、増税及び稅制改正の問題、救國財蓄運動の問題、豫算の實行監査の問題等に關し、機構の性質等に關し、熱心なる要望的質問がありましたが、政府も前者に對しては十分なる戒心を約束せられ、後者に對しては、未だ考究中であるが、でき得る限り從來の經驗者、民間の人材を活用して、その運用に細心の用意をいたすべき旨の確答を得ました。

第三に、現在の段階において產業復興の鍵は一にかゝつて労働問題にあるとして、舌端火を發するがごとき論議があつたのでござりますが、殊に先般は、中央労働委員會の電産爭議に關し、政府が中央労働委員會の裁定案を拒否したことに對し論議がありましたことは申すまでもありません。これは中央労働委員會の權威の問題として、今後起るべき他産業の争議に對し、調停の基準となるべき調停案に對しとつた政府の態度として、今後の労働問題に影響する所も多く、實に重大なる問題であるとの質問に對し、政府は電産の賃金引上げの結果は、電氣料金が三倍強も引上げられ、餘喘を保つてゐること、及び食糧殊に生鮮食料品等の統制は、かえつて不必

要な経費の支出と物資の偏在を結果するお健全財政をめぐつて、増税及び稅制改正の問題、救國財蓄運動の問題、豫算の實行監査の問題等に關し、機構の性質等に關し、熱心なる要望的質問がありましたが、政府も前者に對しては十分なる戒心を約束せられ、後者に對しては、未だ考究中であるが、でき得る限り從來の經驗者、民間の人材を活用して、その運用に細心の用意をいたすべき旨の確答を得ました。

第四に食糧の問題でありますて、消費生活の實質的な意味における確保の面から強く取り上げられたのであります。食糧は連合軍の御厚意による輸入食糧の放出、今年度の豐作等により深刻なる不安の時期を脱したるやの感がありますけれども、現在農地制度の改正、公職追放等の政治的原因、肥料を初め、報奨、見返り物資または資材の制約、價格の問題等の經濟的な原因により、種々の派生的な問題を孕みますて、決して樂觀を許さざる問題として、多數の委員から質問が重ねられたのでございますが、供出意欲促進に關しては、報奨金制度、肥料、物資等の優先配給等は勿論萬遺憾なき配慮をいたしておるという答辯であります。インフレを抑止すべきはまずの答辯がありました。なお組合運動を通じての待遇改善の要求が、單に名目賃金の水準を高くし、生産増加を伴わざる場合は、やがて實質賃金の切下げの新圓及び封鎖預金という一連の貨幣政策が、かえつてインフレを促進する面がある旨を指摘し、一般物價の騰貴の状態より見て、五百圓生活の不合理な

り、これが中心に諸物價が定められるといふ特殊な事情に鑑み、大局的にこれを五百五十圓と決定したとの答辯でありました。なお食糧に關連して米の元的配給機構等に關し、眞摯なる質疑が繰返されまして、謹聽に値すべき論議の少くなかつたことを附言いたしておきたいと思います。

第五に、經濟危機を金の面から論議せられまして、通貨對策、物價對策或は綜合的なインフレ對策として質問が重ねられましたが、この點について

は、通貨増發が勢いはまことに輕視すべきからざる情勢にあるものではあるが、一方金融機關に還流されず、退藏されたままにわたる食糧及び石油等の輸入が既に實施せられ、わが國民のひとしく感激おく飽ざる所あります。しかし、本格的なるものは、政治的問題もあり、特に爲替相場の決定等をまたなければ明確なる見透しは今日言明いたしがたいことであり、また終戦處理費の内容につきましては、その全部が必ずしも純粹の意味の不生産的経費ではなく、失業救濟等に資する所も幾分あります。何分にもわが國財政にとつては容易ならざる負擔でありますので、その節約には連合國側の御理解と御援助をも懇請し、鏗骨の努力を傾倒しているとの答辯でございました。

右に述べましたばかりに、いわゆる六。附帶決議が提案されまして、各案とも

なお日本經濟の各般の現状より判断いたしまして、連合國軍の積極的御援

助及び政府の體當り的奮闘なくして

は、日本經濟の危機突破は不可能であ

るとの觀點から、消極的には終戦處理

費の節約乃至は効率的使用、積極的に

はクレデットによる連合國側の御援助

に關し、政府當局に對し深刻なる質問がございました。クレデットに關しましては、過般來數次にわたる食糧及び石

油等の輸入が既に實施せられ、わが國

民のひとしく感激おく飽ざる所であ

りますが、本格的なるものは、政治的

問題もあり、特に爲替相場の決定等

をまたなければ明確なる見透しは今日

言明いたしがたいことであり、また

終戦處理費の内容につきましては、

その全部が必ずしも純粹の意味の不生

産的経費ではなく、失業救濟等に資す

る所も幾分あります。何分にもわが

國財政にとつては容易ならざる負擔で

ありますので、その節約には連合國側

の御理解と御援助をも懇請し、鏗骨の

努力を傾倒しているとの答辯でございました。

右に述べましたばかりに、いわゆる六。

三・三制度に關する質問があり、文

部大臣は、六・三・三制度は未だ制度と

して確定したものとは言えず、政府に

おいてなお準備中であり、過渡的な種

種の困難、たとえば教員の過剰とか、

設備の不足とかいうことに關しても、

折角考究中のこととありました。

その他石炭増産の監路に關する問

題、水産事業の振興に關する問題、林

業の割期的施策、教員並びに一般公吏

の待遇改善、引揚民並びに軍人遺家族

の援護對策、なんんなく済なくして聞

くことのできない引揚促進の問題に全

力をいたすべき旨の、熱心なる、また

傾聽に値すべき御質問があつたので

あります。これは速記録に譲ること

を許し願いたいと思います。

かくのことにして、本日ようやく

討論採決に入りました、自由黨山本勝

市君、進歩黨武藤嘉一君、社會黨中崎

敏君、協同民主黨東隆君、國民黨雀森

順造君より順次意見を述べられ、自由

黨、進歩黨、社會黨、協同民主黨、國民黨、各派一致原案に賛成の意を表さ

れ、なお教員の待遇に關し各派共同の

御理解と御援助をも懇請し、鏗骨の

努力を傾倒しているとの答辯でございました。

右に述べましたばかりに、いわゆる六。

満場一致可決せられました。その附帶

決議を只今朗讀いたします。

附帶決議

現下教育の重要性と教育者の任務

の特殊性に鑑み教育者の生活を確保

するため速かに其の最低月收六百圓

基準を實現することとし差當り今次

の特別給與金の外に月收六百圓とな

る様特別の緊急措置を講すべし

これでございます。なお社會黨よ

り、政府職員の待遇及び民生安定費に

關し附帶決議を提案せられましたが、

これは否決と相なりました。また協同

民主黨より、米價を八百圓とするよう

追加豫算を編成し、本議會または通常

議會に提案すべしとの附帶決議を御提

出になりましたが、これまた否決とな

りました。この段簡單ながら御報告申

し上げます。(拍手)

○議長(山崎猛君) これより討論に入

ります。順次發言を許します。志賀義

雄君。

〔志賀義雄君登壇〕

○志賀義雄君 只今竹田委員長より報

告のありました豫算追加五案に對し

て、簡単に反對の趣旨を述べたいと存

じます。石橋大藏大臣は、就任以來、

またこの前の議會においても、今度の

議會の本會議や豫算總會においても、

生産が増加すればインフレは憂うるに

足らないということを繰返しておられ

ました。なるほど預金封鎖によつて一

時減少した日銀の發行高も、その後再

び増加して、その前の六百億圓臺を遙

かに突破して、今日ではそれが年末に

は八百數十億圓にも上るうというふう

に豫想されておる。では大藏大臣の言

明されたように、生産がこの紙幣の發

行高と同じように増加したかといふ

に、この方は一向増加しないばかり

か、今後も、今の有様では増加しない

といふ状態であります。つまり大藏大

臣の主張と現実は、全く食い違つてお

ります。しかも今度の豫算追加の諸案

は、この現實と錯誤した大藏大臣の方

針によつて編成されたもので、これは

明らかに現實によつても、この財政方

針では、日本の經濟の將來は破綻以外

ないということが明らかなのであり

ますから、全體として私どもはこの追

加豫算案に反対するものであります。

これが第一の理由。

以下簡単に述べますが、政府は、殊に安定することが先であり、賃金俸給の値上げはその上でやる、賃金値上げをすればインフレーションがますく促進されるという態度をとつておられます。現に今度の電産争議の直後におきましても、九月の消費量を基準として、それ以上は使つてはならない、使えば罰金的に累進的な料金が徴収されることはとなりましたが、一方大口需要者の、今まで普通の需要者に比べて遙かに低い料金であつたものの方は後廻しであります。これは明らかに労働組合が賃金の値上げを要求すれば、一般的の市民や農民の利益に直ちに差し響くというように見せかけて、大口需要者、すなわち資本家の利益を政府が擁護する政策に使つておるのであります。こういう立場から編成される豫算追加案に對して、われわれは賛成ができます。こうない立場の理由であります。

なぜといふに、インフレーションが促進されよば、それは原因が賃金の値上げであるといふけれども、事實はそ  
の反対であります。勞働者は勞働力を賣る、それ以外に生活の源はないのであります。私どもは差當り今多が迫つて、効率化はこの労働力も商品の一つである。この労働力という商品の物價は、こうしたインフレ時代には、いつでもその騰貴が最も遅れるものであり、労働者はどうしても自己の労働力の價格が飢餓線以下に陥れられることを防ぐため、今必死になつて起ち上つているのであります。それはもう價格現象でもなければ、貨幣現象でもない。明らかに國家財政支出を減余苦茶にやつて、それで働く者に對する收奪を行ふう、これが現在のインフレ政策、今までの財政的根本方針なのであります。こういうふうなやり方に對して、われわれは反対しなければならぬ。

今日の物價水準では、今世間でやかましい越冬資金でも、中央労働委員會の少數意見にもありますように、一人當り千五百圓、家族一人當り三百圓、最低賃金六百圓、平均千五百圓でなければ食つて行けないのであります。しかしにこの改定豫算追加の第一號に對して、官廳職員に對して特別給與を支給するに必要な經費として計上され

てゐる分が、遙かに下廻つております。私どもは差當り今多が迫つて、効率化も政府がにわかに出したために、働く人々はこの多が越さないというので、右の經費を當面の費用として支給することは、應急策としてこれを認めることであります。それが官吏といえども、一般労働者、俸給生活者といえども、それでは食つて行けない。しかるに今度この追加豫算が通過しても、來年度の豫算が通過するまではどうにもならないのでありますから、このまゝ進めば、再び日本に非常に労働争議その他が發生せざるを得ない。「お前達が煽動するからだ」と呼ぶ者あり)爭議といふものは、煽動によつて起るものではありません。いかに共産黨が煽動しない、レールの上を走る機關車を不自由とは言えない、といふような珍答

舞を豫算総會でもやつておられました  
が、現在の統制といふものは、闇を撲滅するといふけれども、今度の増加所得税四十億八千萬圓といふものは、その闇を撲滅するためにいろいろ強權を發動する政府が、結局闇が行われておるということを認めた所得稅なのであります。これは政府の立場の矛盾を明らかに露呈したものであります。しかしある意味では、その増加所得稅が申告制に基づきま

か六人の議員の力がいかに偉大であるかと云ふことを證明されることになる

から、それは大口の闇——そこいらの小さい闇にはこの税金が澤山かかるであろうと思います。しかもこのよう

かつても——大口は、あらゆる手段を用いてこれを免れる結果になるのであります。今日の統制をなぜ配給公社に

賣つて、効率化も商品の一つである。この労働力という商品の物價は、こうしたインフレ時代には、いつでもその

騰貴が最も遅れるものであり、労働者はどうしても自己の労働力の價格が飢餓線以下に陥れられることを防ぐため

に、今必死になつて起ち上つているのであります。それはもう價格現象でもなければ、貨幣現象でもない。

明らかな国家財政支出を減余苦茶にやつて、それで働く者に對する收奪を行ふう、これが現在のインフレ政策、今までの財政的根本方針なのであります。こういうふうなやり方に對して、われわれは反対しなければならぬ。

今日の物價水準では、今世間でやかましい越冬資金でも、中央労働委員會の少數意見にもありますように、一人當り千五百圓、家族一人當り三百圓、最低賃金六百圓、平均千五百圓でなければ食つて行けないのであります。しかしにこの改定豫算追加の第一號に對して、官廳職員に對して特別給與を支給するに必要な經費として計上され

てゐる分が、遙かに下廻つております。私どもは差當り今多が迫つて、効率化も政府がにわかに出したために、働く人々はこの多が越さないというの

で、右の經費を當面の費用として支給することは、應急策としてこれを認めることであります。それが官吏といえども、一般労働者、俸給生活者といえども、それでは食つて行けない。しかるに今度この追加豫算が通過しても、來年度の豫算が通過するまではどうにもならないのでありますから、このまゝ進めば、再び日本に非常に労働争議その他が發生せざるを得ない。「お前達が煽動するからだ」と呼ぶ者あり)爭議といふものは、煽動によつて起るものではありません。いかに共産黨が煽動しない、レールの上を走る機關車を不自由とは言えない、といふような珍答

舞を豫算総會でもやつておられました  
が、現在の統制といふものは、闇を撲滅するといふけれども、今度の増加所得税四十億八千萬圓といふものは、その闇を撲滅するためにいろいろ強權を發動する政府が、結局闇が行われておるということを認めた所得稅なのであります。

最後に一つ附言しますが、引揚者、戦災者その他に對して、衣料、寝具、住宅等に對する豫算も計上されました。同胞の諸君の生活は、この多を越すけれども、それではとうていこの引揚の多を越すことは不可能であります。しかるにこの豫算も計上されましたが、これはもう少し多く計上すべ

ります。これは政府の立場の矛盾を明らかに露呈したものであります。しか

しが、これは少し。もつとこれは追加しなければならない、私どもはこの政

府の豫算がなお足りないと云ふ意味

で、反対するのであります。（笑聲） 私どもは、この政府のやり方をすれば、來年の三月に危機が来るというけれども——この危機は、今しきりに笑つておられた方もあるようあります。

が、來年の三月になれば、とてもそういうふうに笑うことはできない危機なんです。それに對して……。

〔「偉大なるかな共産黨」と呼び、その他發言する者多し〕

○議長（山崎猛君） 静肅に願います。

○志賀義雄君（續） それと言うと長くなりますが、よろしくございますか。

○議長（山崎猛君） 小坂善太郎君。

〔小坂善太郎君登壇〕

○小坂善太郎君 私は日本進歩黨を代表いたしまして、只今議題となつてお

りまする追加豫算案に對しまして、委員長の報告通り賛成をいたるものであ

ります。（拍手）この際きわめて簡単にわが黨の見解を述べまして、現政府を譲りたいと思います。委員會で

も詳しく述べられましたことありますので、きわめて基本的な二點について申し上げたいと思います。

まず第一は道義的昂揚であります。

敗戦のこの荒涼たる現實の中に、私はあくまで眞理を求めて、どうすればわれくが現在の苦境から脱し得るかということを深刻に反省し、悩みます。そこでありますのが、この際にあります。

在われく國民を惱ましておる所の深刻なインフレーションをいかにすれば防遏できるかということに重點をおかれればなりません。この點に關しましては、インフレが財政的な問題である限り、この面を通貨の面においてい

うのかという點について考えてみます。なぜ新しい憲法をつくつて、その條項に従つて日本を建設して行こうとしたから私は反対すべき點だけを反対しますが、よろしくございますか。

○議長（山崎猛君） 小坂善太郎君。

はさらなく努力をいたしたいと考えております。そこで私どもはこれを三つに分けて考えて、まず生産財を増大すること、次ぎに消費財を極力節約すること、第三に労動者をして心から

はさらなく努力をいたしたいと考えてあります。（拍手）

われくは生産協議會の問題を考えてあります。こういつた一連の

施策は、現政府が総合的な計畫を立てて、その中において一步々々を進めて行くにあります。この點につきましては、政府はきわめて熱心に御苦心を續けられておるのであります。

○議長（山崎猛君） 小坂善太郎君。

○議長（山崎猛君） 小坂善太郎君。

さて、まず石炭が中心であることは申すまで

いたしましても、最もこの日本

は、石炭が中でもあることは申すまで

いたしましても、最もこの日本

機構の敵活なる活動が望ましいと考えておるのであります。

以上甚だ簡単でありましたが、わが黨の立場を述べて、政府のより一層強力なる施設を要望するのであります。(拍手)

○議長(山崎盛君) 富吉榮二君。

〔富吉榮二君登壇〕

○富吉榮二君 私は日本社會黨を代表いたしまして、只今議題となりました豫算案に對し、二つの附帶決議を付しまして、若干の警告を付して賛成の意を表すものであります。きわめて簡單であります。が故に、與黨諸君の御清聴を煩わします。

まず附帶決議を朗讀いたします。

一、政府職員の給與改善費はきわめて少額なるをもつて、政府は来る通常議會に追加豫算を提出しその萬全を期すること。

一、民生安定費は少額にして現下窮迫せる引揚者、戦災者を救濟するには不十分なるにより速やかに豫算増額の措置を講ずること。

政府はさきに六大政策を發表されま

した。その中にいわゆる生産増強といふことがあります。これはその限りにおいてはまことに重大なことであります。しかしながら生産を増強するにはどうすればよいかというこ

とにおいてはまことに重大なことであり、われくもまたこれに賛成するものであります。しかしながら生産を増強するにはどうすればよいかというこ

とにおいてはまことに重大なことであり、われくもまたこれに賛成するものであります。しかしながら生産を増強するにはどうすればよいかというこ

とにおいてはまことに重大なことであり、われくもまたこれに賛成するものであります。しかしながら生産を増強するにはどうすればよいかというこ

とにおいてはまことに重大なことであ

り、われくもまたこれに賛成するものであります。しかしながら生産を増強するにはどうすればよいかというこ

とにおいてはまことに重大なことであり、われくもまたこれに賛成するものであります。しかしながら生産を増強するにはどうすればよいかとい

うことがあります。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも

に生産に從事いたしております人々をして、喜んでこの生産に最高度の能率を發揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも

に生産に從事いたしております人々をして、喜んでこの生産に最高度の能率を發揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも

に生産に從事いたしております人々をして、喜んでこの生産に最高度の能率を發揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも

に生産に從事いたしております人々をして、喜んでこの生産に最高度の能率を發揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも

に生産に從事いたしております人々をして、喜んでこの生産に最高度の能率を發揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも

に生産に從事いたしております人々をして、喜んでこの生産に最高度の能率を發揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも施設を発揮せしむるようにする具體的な策を実行することが最も肝腎である、こ

とを考えております。(拍手) やゝとも

を安くしる、そうして肥料を貰に農民の手に配給しろ、こういう要求をいたしておるのあります。が、今日に至りまするも依然として肥料の増産も依然として高價であります。かくのごとき状態でありまするが故に、これが政府に對する不信となつて、供出が頭打ちの状態になつておるのであります。

この状態を開いたしますには、強力なる所の政治力がなければならぬのであります。が、その政治力を現内閣に期待するは甚だ心細いのであります。豫算の出し方が遅れたことに遅れた期間において、豫算審議の上において、閣僚の不熱心なことには驚かせざるを得ない。(拍手)十八日午後十時まで質疑を交しまする時、豫算を決定して、政府に一切の責任を負わせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる警告を發せざるを得ないのである。種種なる方面から検討いたしてみて、二人、種々なる理由はありましても、政府委員がこれに御出席あつてしかるべきだ。しかしその政府委員も来ていない。行方不明になつておる。われわれは、往年瀬口首相が、兎奴に倒れ

ながら手車に乗つて登院され、國務を處理されたことを思いまする時に、この敗戦後の議會に、總理大臣はほとんど毎日のように風邪を引いておる。(笑聲)他の閣僚は出席しない、G H Qに行くのは晝の間である。夜遅くは行くのは晝の間である。かくのごとき状態で、國民に協力をしろ、生産をしろと掛けばかりかけても、決して實績は挙るものではない。石炭の増産の問題についても、安定本部ができてもう何箇月間、一體安定本部なるものは何をしたか。(「脱線々々」と呼ぶ者あり)かくのとおり状態は、政府の政治力の貧困に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

○蘭生正藏君 私は協同民主黨を代表に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

は、前の議員が御指摘通りである。

らに二百五十圓の補給金を生産供出者に交付し、實質的に手取りを石八百圓

とするよう追加豫算を編成し、本議會再開されて行くことは、私ども

保證できないのであります。われく

とかが、眞剣にしてしかも合理的な豫算の編成をもつて臨むべきである。來

ての一大試金石であることを私は警告

して、賛成の意を表します。(拍手)

かくのごときにおきましては、斷じて國民が舉つて現内閣を支持し、生産が

かないはずである。かくのごとき状態で、國民に協力をしろ、生産をしろと掛聲ばかりかけても、決して實績は挙るものではない。石炭の増産の問題につつても、安定本部ができてもう何箇月間、一體安定本部なるものは何をしたか。(「脱線々々」と呼ぶ者あり)かく

のとおり状態は、政府の政治力の貧困に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

○蘭生正藏君 私は協同民主黨を代表に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

は、前回の議員が御指摘通りである。

かくのごときにおきましては、断じて國民が舉つて現内閣を支持し、生産が

かないはずである。かくのごとき状態で、國民に協力をしろ、生産をしろと掛聲ばかりかけても、決して實績は挙るものではない。石炭の増産の問題につつても、安定本部ができてもう何箇月間、一體安定本部なるものは何をしたか。(「脱線々々」と呼ぶ者あり)かく

のとおり状態は、政府の政治力の貧困に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

○蘭生正藏君 私は協同民主黨を代表に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

は、前回の議員が御指摘通りである。

かくのごときにおきましては、断じて國民が舉つて現内閣を支持し、生産が

かないはずである。かくのごとき状態で、國民に協力をしろ、生産をしろと掛聲ばかりかけても、決して實績は挙るものではない。石炭の増産の問題につつても、安定本部ができてもう何箇月間、一體安定本部なるものは何をしたか。(「脱線々々」と呼ぶ者あり)かく

のとおり状態は、政府の政治力の貧困に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

○蘭生正藏君 私は協同民主黨を代表に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

は、前回の議員が御指摘通りである。

かくのごときにおきましては、断じて國民が舉つて現内閣を支持し、生産が

かないはずである。かくのごとき状態で、國民に協力をしろ、生産をしろと掛聲ばかりかけても、決して實績は挙るものではない。石炭の増産の問題につつても、安定本部ができてもう何箇月間、一體安定本部なるものは何をしたか。(「脱線々々」と呼ぶ者あり)かく

のとおり状態は、政府の政治力の貧困に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

○蘭生正藏君 私は協同民主黨を代表に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

は、前回の議員が御指摘通りである。

かくのごときにおきましては、断じて國民が舉つて現内閣を支持し、生産が

かないはずである。かくのごとき状態で、國民に協力をしろ、生産をしろと掛聲ばかりかけても、決して實績は挙るものではない。石炭の増産の問題につつても、安定本部ができてもう何箇月間、一體安定本部なるものは何をしたか。(「脱線々々」と呼ぶ者あり)かく

のとおり状態は、政府の政治力の貧困に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

○蘭生正藏君 私は協同民主黨を代表に存在すると思ふ。この豫算の遂行に當つて警告を發するのであるから、決して脱線ではないのである。今日この豫算を決定して、政府に一切の責任を負はせるのであるから、賛成する以上は、當然われへとてこゝにかかる

○議長(山崎猛君) 蘭生正藏君。(八蘭生正藏君登壇)

るといふのは、結局今私の申し上げました數字で明らかのように、農家の勞力を増加しているか、または次ぎの生産を食ひ潰していいるという結果になるのであります。また今農家の生産に要する所の資材はどういうふうかと申しますと、公定價格だけでも昨年に比較いたしまして肥料は三十數倍、農機具は十倍乃至二十倍、また農耕馬は一頭一万數千圓といふようになつていているであります。

そしてや闇肥料や闇農機具、日傭人夫賃などを考慮に入れましたならば、けだし驚くべき支出となつておるのであります。それであるから、米作農家は背に腹はかえられず、やむにやまれず、中には多少横流しや物交もありますが、できるのではないかと思うのであります。

しかして一方において、三合配給なくしては生きられないという必需量がないとか、或はまた公益心が乏しいとか非難するのは、あまりにも實情を知らぬ所の偏見ではないかと思うのであります。と言いましても、私どもに横流しや或は物交を、決して正當なことを申すのではないであります。ただ農民をしてさような横道にそれたことをせななくても、正道をふんで、喜ん

で、あるだけのものを供出できるようになります。その働きに報いる施策をとることと確信いたします。

本年の稻作は、天候に恵まれて、思わざる収穫を豫想せられるとはいへ、六千萬石内外と推定せられまして、これに對して約二千八百萬石の割當と、約一割の超過供出を期待せられまして、目下供出の現況は、昨年

一昨年よりも順調に進捗しておるといふことであります。これはまことに喜ぶべきことと思うのであります。けれども、農民の心中にある、割切れざる何ものかを考えましたときに、決して樂觀を許さるべきではないと思うのであります。

こゝにわれくは思いをいたしましたが、昨年の米價對策の失敗を再び繰返さない用意のために、國家財政の立場をも考えまして、すでに定められました所の農家生産者買上げ價格一石五百五十圓に、二百五十圓の給金を加へまして、農家の手取り一石八百圓となる

ことになりました。これでもなほ不十分なようには思いますが、これでもつて

○議長(山崎謙君) 奈森順造君  
〔奈森順造君登壇〕

私は國民黨を代表いたしましたが、次年も増産を期待するように、生産意欲の昂揚をはかるとともに、米作農家の生活を安定いたしまして、供

出の急速なる完遂を期待せんとするものであります。勿論今後補給金の方法

轉嫁することができないのであります。その趣旨は、從來のわが食糧政策は、實につくりやすく、出しやすいといふ生産農民の立場に立つたものであります。

そこで、どうして出させるかといふ、いわゆる取り立て主義による、農民の犠牲の上に立てられました食糧政

策であるといふ所に、その深い原因が存在することを思はんければならない

ことになります。

そこで、まず第一に、農家自體は、またその經營の合理化と、科學技術の導入によりまして、増産と生產コ

ストの引き下げに努力を傾注すべきよ

う、深き期待をもつものであります。

われくは本豫算を修正いたしまして、以上述べました補給金の支拂いを

即時実施するように企圖したいのであります。議員によりまして豫算の増額修正をなすことができないことにな

りますが、議員によりまして豫算の増額修正をなすことができたのであります。しこうして國民黨におきま

しては、共同提案になります。附帶決議に關しましては、この夏以來渾身の勇を揮つてその面に努力をしたのであります。幸いにしてこの點におきまし

ては、皆さん方の御同意を得ましたことは、皆さん方の御同意を得ましたことを心から喜ぶのでござります。但し、この點についても共産黨の反対せられましたことは、まことに殘念に思いました。申し上げるまでもなく、この附帶決議を含めて反對をせられましたことは、申し上げるまでもなく、この附帶決議を含めて反對をせられましたことは、

は——私どもがせめてこの點だけにおいて、單なる輸送の不良のみにその罪をもつて頼りとするものではありません

ります。(拍手)

○議長(山崎謙君) 奈森順造君  
〔奈森順造君登壇〕

私は國民黨を代表いたしましたが、次年も増産を期待するように、生産意欲の昂揚をはかるとともに、米作農家の生活を安定いたしまして、供

出の急速なる完遂を期待せんとするものであります。勿論今後補給金の方法

議を含めて、賛成の意を表する者であ

います。しこうして私は、この點につ

いて皆さん方に重ねて申し上げる必要

はもう既にございません。一言實話を

申し上げます。先日私が路上で御挨拶

を受けました人は、重いリュックサッ

クを背負つて歩いておりました。見ま

すると、その人は私の敬愛する國民學

校の校長であります。そしてその人に

何をしているかと申しますと、私は行

商をしながら私の生活を死守してい

る、教育者の生活の死守は、すなわち

教壇の死守であると申したのであります。

私はこの言葉を聞きまして、「さよ」と

とに感慨深いものがありました。願わ

くば、どうぞ特にこの附帶決議の意味

のあります所を十分皆さんとともに領

得いたしまして、今後日本の再建に進

みたいと思います。以上重點だけを申

し上げまして、本案に賛成の意を表さ

していました。どうきります。(拍手)

○議長(山崎謹君) これにて討論は終

局いたしました。採決いたします。五

案の委員長報告はいずれも可決であります。

五案を一括して委員長報告の通

り決するに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長(山崎謹君) 起立多數。よつて

五案とも委員長報告の通り可決確定い

たしました。

これにて議事日程は議了いたしまし

た。次會の議事日程は公報をもつて通

知いたします。本日はこれにて散会い

たします。

午後七時二十一分散會

送價  
一部  
七十錢  
所行發  
東京都牛込區市ヶ谷本村町  
電話九段五三一印  
振替東京一九〇〇〇圖書課